

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	25 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	23 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年7月から51年12月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から53年5月まで

A町役場（現在は、B市役所）から国民年金の加入勧奨があり、同町役場で手続をしたが、当時生活が大変だったため、同町役場の窓口で相談したところ免除申請を勧められ、夫婦二人の免除申請を行った。その後は、私が毎年夫の免除申請と一緒に手続をしたはずである。私だけ免除期間とされていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻（昭和47年8月）以前から、その夫と同居し、夫の加入手続及び免除申請についても、申立人が行ったと述べており、申立人が提出した当時の郵便物からも、婚姻以前から同居していたことが確認できる。

また、申立人は、「夫については、私より1年ほど前にA町役場から、加入の案内が届き、私が手続に出向いた。」と述べており、申立人の夫は、昭和46年3月にC市からA町に住民票を異動し、その夫の国民年金手帳記号番号が同年5月ごろに払い出されていることから、同町役場において、国民年金の加入勧奨が行われていたことが推認できるところ、申立人は、婚姻を契機に47年7月に住民票を同町に異動しており、申立人に対しても、この時期に国民年金の加入勧奨があったと考えても不自然ではない。

さらに、申立人は、申立期間当時生活が大変で、給食費や保育園費を免除してもらっていたと供述しているところ、申立期間について、申立人の夫は厚生年金保険加入期間を除き免除期間とされていることから、生活が苦しい中、免除申請を行ったとする申立人が夫婦二人分の免除申請を同時に行わなかったとは考え難い。

加えて、オンライン記録で、申立人の夫は、国民年金に加入した昭和46年度については未納とされているが、A町の被保険者名簿では、申請免除とされ記録不備が認められることから、申立人についても当時記録管理が適切に行われていなかった可能性も推認できる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 52 年 1 月から 53 年 5 月までの期間については、申立人の夫は、厚生年金保険に加入しており、申立人は任意加入となることから、免除申請は行えず、その上、申立人自身も任意加入手続をした記憶は無いとしているなど、当該期間については、免除されていたものとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 7 月から 51 年 12 月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 10 月から 62 年 1 月までの期間、同年 5 月及び同年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 10 月から 62 年 1 月まで
② 昭和 62 年 5 月及び同年 6 月

昭和 63 年 7 月に実家に戻ったころ、母親が私と妹の国民年金加入手続を一緒にした。役場に分割で納付したい旨相談し、母親が妹の保険料と併せて A 銀行 B 支店で納付した。私だけ未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付しているとともに、申立期間は 6 か月と短期間である。

また、申立人の国民年金に加入した経緯及び加入手続後の納付状況についての説明は具体的で明確である上、国民年金保険料の納付を行った金融機関がその当時存在していることが確認できるなど、申立内容に不自然な点は見受けられない。

さらに、申立人の供述どおり、申立人及びその妹の国民年金手帳記号番号の払出しが昭和 63 年 7 月であることが確認できることから、その時点では、申立期間はさかのぼって納付することが可能である。

加えて、申立人及びその妹の国民年金加入手続及び保険料納付を行ったとするその母親は、9 か月の免除期間を除き、国民年金加入期間はすべての保険料を納付済みであることから、国民年金保険料の納付意欲と年金制度に係る知識は高かったものと考えられ、申立期間前後の保険料が納付済みであることから、申立期間の保険料のみ未納とすることは考え難く、一緒に納付したとする申立人の妹もさかのぼって 20 歳から納付済みであることから、申立人の母親が申立期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 21 年 3 月 7 日まで
昭和 14 年 12 月に A 社 B 工場に入社し、17 年 12 月に召集され休職した。
23 年 6 月 19 日に脱退手当金が支給されたとのことだが、終戦後、同年 10 月に帰国しており、受給はあり得ないので、支給記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金については、昭和 23 年 6 月 19 日に支給決定されたと記録されているが、申立人は、「終戦後 2 か月ほどたってから、C 地に滞在し、昭和 23 年 10 月に帰国した」と陳述しているところ、厚生労働省社会・援護局が保管している「乗船者名簿」には、申立人が D 市に上陸したのは 24 年 11 月 5 日で、在留年数 6 年 11 月と記録されており、脱退手当金の支給決定時には日本国内にいなかったと認められることから、脱退手当金の請求に本人の意思が反映されていなかったことが確認できる。

また、申立人の除籍謄本から、利害関係人による失踪宣告はなされていないことが認められることから、利害関係人が申立人の脱退手当金を請求及び受領することは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和47年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月21日から同年8月20日まで

A社に勤務し同社D工場から同社C工場に転勤になったのに、昭和47年7月21日から同年8月20日までの厚生年金保険の加入記録が抜けている。B社作成の在職証明書及び経歴書の記載のとおり、A社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社が作成した在職証明書及び申立人に係る経歴書から判断すると、申立人は、A社において継続して勤務し（昭和47年7月21日にA社D工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和47年8月の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は納付したと回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

岐阜厚生年金 事案 808～826（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別紙一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別紙一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成16年7月9日

A病院から支給された平成16年7月の賞与の記録について、事業所からの届出が遅れたため、厚生年金保険法第75条該当期間になっている。賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A病院が保管する賞与一覧表から、申立人は、申立期間において〈標準賞与額〉（別紙一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注） 同一事業主に係る同種の案件19件（別添一覧表参照）

[標準賞与額相違用]

別添

一 覧 表

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年	住所	標準賞与額
808			女	昭和30年生		50万 円
809			男	昭和53年生		40万 円
810			女	昭和28年生		36万 円
811			女	昭和29年生		45万 円
812			男	昭和48年生		50万 円
813			女	昭和30年生		46万 円
814			男	昭和48年生		46万 円
815			男	昭和46年生		50万 円
816			男	昭和45年生		52万 円
817			男	昭和37年生		64万 円
818			男	昭和52年生		8万 円
819			男	昭和53年生		41万 円
820			女	昭和41年生		46万 円
821			女	昭和52年生		38万 円
822			女	昭和49年生		43万 円
823			女	昭和50年生		38万 円
824			女	昭和53年生		36万 円
825			男	昭和44年生		55万 円
826			女	昭和56年生		31万 円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和40年7月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月1日から同年7月6日まで

私は、家庭の事情により昭和40年3月31日付けで退職を申し入れしたが、後任への引き継ぎのため同年4月1日以降もA社で勤務していた。その後、労働組合から同年7月1日に夏期賞与が支給されるため、もらってから退職した方がいいとのアドバイスがあり、同年7月1日に夏期賞与が支給されるまで同社で勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事原簿において、昭和40年7月5日に退職した旨の記載が確認できることから、申立人は、申立期間においてA社で継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は、A社において内勤者として勤務していたところ、B社は、「内勤者は、正社員として勤務していた。正社員であれば、退職するまで保険料を給与から控除していた。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、申立人のA社における昭和40年4月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険に関する資料は無く不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざる

を得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和39年11月19日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C工場（現在は、D社）における資格取得日に係る記録を昭和41年1月30日、資格喪失日に係る記録を同年6月20日とし、当該期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年11月19日から同年12月18日まで
② 昭和41年1月30日から同年6月20日まで

A社に勤務していたが、厚生年金保険被保険者期間に数か所の空白が有る。勤務中各地に転勤はしたが、昭和37年3月から継続して勤務しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、事業主から提出された申立人に係る在職証明書及び社員カード並びに同僚の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和39年11月19日にA社本社から同社B工場へ異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の昭和39年12月における健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答している上、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②についても、事業主から提出された申立人に係る在職証明書及び社員カード並びに同僚の証言から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和41年1月30日に、A社B工場から同社C工場に異動し、同年6月20日に、同社同工場から同社本社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、同期入社と同僚のA社における当該期間の標準報酬月額から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和41年1月から同年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から51年3月までの期間、同年11月から52年6月までの期間及び55年4月から57年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年12月から51年3月まで
② 昭和51年11月から52年6月まで
③ 昭和55年4月から57年3月まで

申立期間①及び②については、昭和50年か54年ごろに、夫婦で国民年金に加入し、保険料をさかのぼって一括で支払った。また、申立期間③については、57年ごろに2年分をさかのぼって納付した。まとめて納付したのは、その2回である。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人は、国民年金の加入手続やさかのぼって納付した時期、金額についての記憶が曖昧であり、申立人と一緒に納付したとするその夫も申立人と同様に申立期間は未納期間であることから、申立期間について納付をうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立人が国民年金加入時にまとめて納付したと主張する時期(昭和50年か54年ごろ)は、第2回、第3回の特例納付実施期間内であり、申立期間①及び②の国民年金保険料をさかのぼって一括納付することは可能であるが、申立人は、夫婦併せて50万円から60万円ほどを納付したと述べており、第2回特例納付又は第3回特例納付で申立期間の国民年金保険料を納付したと仮定しても、申立人の主張する金額では、実際の保険料額と大きく乖離する。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したのは2回だけと述べているが、特殊台帳によると、申立期間②直後の昭和52年7月から53年3月までの期間の国民年金保険料が54年9月13日に、申立期間③直

後の昭和57年度及び58年度の国民年金保険料が59年7月30日に過年度納付された記録が認められることから、申立人の主張には不合理な点が見受けられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から52年6月までの期間及び55年4月から57年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年11月から52年6月まで
② 昭和55年4月から57年3月まで

申立期間①については、妻が昭和50年か54年ごろに、夫婦一緒に国民年金の加入手続をし、保険料をさかのぼって一括で支払った。また、申立期間②については、妻が57年ごろに2年分をさかのぼって納付した。まとめて納付したのは、その2回である。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人の妻は、国民年金の加入手続やさかのぼって納付した時期、金額についての記憶が曖昧であり、夫婦併せて納付したとするその妻についても、申立人と同様に申立期間は未納期間であることから、申立期間について納付をうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立人の妻が国民年金加入時にまとめて納付したと主張する時期(昭和50年か54年ごろ)は、第2回、第3回の特例納付実施期間内であり、申立期間①の国民年金保険料をさかのぼって一括納付することは可能であるが、申立人の妻は、夫婦併せて50万円から60万円ほどを納付したと述べており、第2回特例納付又は第3回特例納付で申立期間の国民年金保険料を納付したと仮定しても、申立人の妻の主張する金額では、実際の保険料額と大きく乖離する。

加えて、申立人の妻は、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したのは2回だけと述べているが、特殊台帳によると、申立期間①直後の昭和52年7

月から 53 年 3 月までの期間の国民年金保険料が 54 年 9 月 13 日に、申立期間
②直後の昭和 57 年度及び 58 年度の国民年金保険料が 59 年 7 月 30 日に過年度
納付された記録が認められることから、申立人の妻の主張には不合理な点が見
受けられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す
ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることは
できない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から46年3月まで

A市B町に転居する2、3年前(昭和41年ごろ)に、当時住んでいた同市C町の広報会長に過去の保険料を一括納付できる制度があることを聞き、国民年金に加入し、夫婦同じ年数になるように義母がさかのぼって納付した。その後は夫と一緒に納付していたが、生活が苦しく支払が滞ることがあったため、同市B町に転居した後に再度まとめて納付した。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和41年ごろに加入手続をしたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は50年11月に払い出され、その際に35年10月1日が資格取得日とされていること、及び申立期間当時、申立人について別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、50年11月ごろに加入手続をしたものとみられ、それまで、申立人に対してA市による国民年金保険料の徴収は無かったものと考えられる。

また、申立期間直後の昭和46年4月から50年3月までの国民年金保険料は、国民年金手帳記号番号が払い出された直後の同年12月に第2回特例納付及び過年度納付により一括納付されており、これにより60歳到達月の前月までの保険料納付可能期間が国民年金受給権確保に必要な25年を満たすことになることから、申立人の義母が、国民年金受給権確保のために必要な納付可能期間を考慮して、前述の期間の保険料を特例納付及び過年度納付したのとも考えられる。

さらに、申立人の加入手続及び保険料の納付を行ったとするその義母は既に死亡しており、申立人及びその夫も当時の記憶が曖昧であるため、当時の状況が不明であり、申立人の義母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家

計簿、確定申告書等)も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 61 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 61 年 12 月まで
昭和 59 年末ごろに、区役所から書類が届き、加入手続をした。国民年金保険料は郵送されてきた納付書により郵便局か銀行で納付した。申立期間が未加入となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人に聴取しても申立内容が変遷するなど申立期間当時の記憶が曖昧であるため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、昭和 59 年末ごろに、区役所から書類が届き、加入手続をし、郵送されてきた納付書により郵便局か銀行で一括納付したと主張しているところ、オンライン記録では、基礎年金番号（厚生年金保険手帳記号番号と同じ。）が付番されているのみで、国民年金手帳記号番号が払い出された記録は確認できないことから、申立人が主張する時点では、申立期間は未加入期間であったと推認でき、申立人に対して納付書が発行されていたとは考え難く、申立期間の保険料は納付することができなかったと考えられる。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続の際、年金手帳は受け取っていないほか、厚生年金保険被保険者となった際、国民年金の資格喪失手続きを行っていないと述べるなど申立内容が不自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付した事実を裏付ける関係人の証言も得られないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを推認できないほか、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜国民年金 事案 812

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年11月から51年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月から51年1月まで

昭和49年10月に会社を退職した後、時期は覚えていないが、夫が私の国民年金の加入手続をした。51年2月26日に国民年金に加入したことになるが、このころに加入手続をした覚えが無い。申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人及びその夫から聴取しても、申立期間当時の記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、昭和51年2月ごろに国民年金の加入手続を行った記憶は無いとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は同年3月ごろに払い出されており、同年2月26日が資格取得日となっている上、A市の被保険者名簿にも当該日に加入手続が行われたことが推認できる日付印が押されていることから、申立人の国民年金加入手続は当該時期に行われたものと考えられ、申立期間は未加入期間であり、A市から申立人に対して、国民年金保険料の徴収は無かったものと考えられる。

さらに、国民年金保険料納付状況について、関係人の証言も得られないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを推認できないほか、申立人は現在所持している1冊の年金手帳(三制度共通。昭和49年以降に発行)以外に交付を受けたことが無いと述べており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 3 月から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 36 年 11 月 30 日から 37 年 6 月まで
③ 昭和 37 年 6 月から 40 年 7 月まで

申立期間①及び②については、中学卒業後、昭和 32 年 3 月から 37 年 6 月まで A 市の B 社へ住み込みで勤務したのに、厚生年金保険被保険者期間が 32 年 12 月から 36 年 11 月 30 日までとされている。

申立期間③については、B 社退職後の昭和 37 年 6 月から 40 年 7 月まで C 市に住む姉の紹介で、姉の家の近所にあった D 社へ住み込みで勤務した。従業員は自分一人で、社長と奥さんの 3 人で縫製仕事をしたが、厚生年金保険被保険者としての記録が無い。

これらの期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②において B 社で勤務していたと述べている。

申立期間①について、オンライン記録により、B 社は昭和 32 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、当該期間は適用事業所でなかったことが確認できる。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿では、申立人を含む 4 人の従業員の B 社での資格取得年月日は、いずれも昭和 32 年 12 月 1 日となっている。

申立期間②について、B 社は昭和 38 年 9 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は既に死亡していることから、申立人の当該期間に係る勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、当該期間において中学卒業と同時に B 社に住み込みで勤務した同僚は、「自分は昭和 37 年 4 月ごろ入社した。当時住み込みの部屋は一つであり、申立人と寝起きた記憶は無い。」と供述している。

さらに、当時の同僚は、「自分の資格喪失に関する記録には、間違いは無い。」と供述している。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の資格喪失日は昭和36年11月30日と記入されており、オンライン記録と一致している。

申立期間③について、申立人は、当該期間においてC社で勤務していたと述べている。

しかしながら、オンライン記録から、C社は、厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できない上、申立人は当該事業所の従業員は自分一人であったと述べていることから、当該事業所は常時5人以上の従業員を使用するものという当時の厚生年金保険強制適用事業所の要件を満たしていなかったと推認できる。

また、C社は既に廃業しており、C社を紹介したという申立人の姉及び申立人は、当該事業所の事業主の氏名を記憶していないことから、申立人の当該期間に係る勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人がすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月から同年 9 月まで
② 昭和 35 年 9 月 26 日から 38 年 9 月 3 日まで
③ 昭和 38 年 10 月 1 日から 41 年 8 月 25 日まで

中学校を卒業し、昭和 35 年 4 月から A 社に勤めたが厚生年金保険加入記録が無いので、同事業所に勤めていた申立期間①を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。また、その後の B 社、C 営業所に勤めた申立期間②及び③については、脱退手当金が支給されていることになっているが、受給していないので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、同僚の証言から、期間は特定できないが、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録により、A 社は、昭和 36 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①は適用事業所ではない期間であることが確認できる。

また、当時、A 社の経理担当者であった事業主の妻は、「社会保険加入前には、給料から保険料を控除していなかった。」と供述している。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

一方、申立期間②及び③については、申立人の C 営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、B 社の厚生年金保険被保険者期間を含めて、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」表示がある上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、資格喪失日から 4 か月後に支給されているなど、

一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から事情を聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 5 月 21 日から 54 年 6 月 28 日まで
昭和 48 年 5 月に入社してから 54 年 6 月に退職するまで、A社で勤務していたが、厚生年金保険の標準報酬月額は、実際にもらっていた給料より低く記録されており、事業所が正しく届出を行っていないと思われるため、訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

A社の厚生年金保険被保険者原票によると、申立人と同時期に入社し、申立人と同じ職種であった複数の同僚の標準報酬月額は、申立人と同額又はほぼ同額であり、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない上、当該複数の同僚は、自分の標準報酬月額は正しく記録されていると供述している。

また、B健康保険組合に保管されているA社に係る健康保険被保険者名簿から、申立人の標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、A社は廃業しており、元事業主は当時の資料を所持していない。

加えて、申立人は、申立期間にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 10 月 21 日から 32 年 4 月 1 日まで
昭和 31 年 3 月から 32 年 10 月まで A 社 B 事業所で蚕業指導員として蚕業農家を春と秋に巡回指導した。冬季は同事業所において煮繭した蚕を女子従業員のところへ運搬する仕事や、2 月ごろからは近隣農業協同組合を訪問し蚕の共同飼育の指導をした。寮では C 氏と同室だった。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が寮で同室であったとする同僚及び元上司の「申立人は申立期間において臨時従業員として繭の運搬作業をしていた。」との供述から、申立人が、申立期間において、A 社 B 事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A 社 B 事業所に蚕業指導員として同期入社した同僚は、「蚕業指導員は養蚕農家が稼働している春から晩秋までの期間従業員であった。雇用期間が満了した冬季の間は、会社の紹介で他の事業所で働いていた。」と供述しているところ、申立人と同日の昭和 31 年 10 月 21 日に被保険者資格を喪失している 16 人のうち 9 人は、申立期間に他の事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人と同様に蚕業指導員として勤務し、冬季の間は臨時従業員であったとする同僚は、申立期間に A 社 B 事業所において厚生年金保険の被保険者となっていない。

さらに、申立人の A 社 B 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録は、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 5 月 22 日から 35 年 1 月 1 日まで
昭和 33 年 4 月に結婚しA社には継続勤務していたが、出産準備のため退職した。退職後は家事従事、育児等で生活していた。同社入社以来、年金に加入していたかどうかも知らずにいたところ、厚生年金保険被保険者記録を調べてもらうと、申立期間が脱退手当金支給済記録になっていることが分かったが、脱退手当金を請求したことも、受領したことも無いので、脱退手当金支給済記録を取り消し、厚生年金保険対象期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に誤りは無い上、厚生年金保険被保険者台帳には、昭和 36 年 6 月 27 日に脱退手当金算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省(当時)から当該脱退手当金を裁定した裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 7 月 16 日から 22 年 4 月 10 日まで
昭和 21 年 6 月中旬ごろ、私はA県B部C課のD氏から紹介されて、同年 7 月 16 日にE連合会に就職した。家庭の事情で 22 年 4 月 10 日に退職したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A県F部G課(当時)が作成した「勤務記録カード」から、申立人は、申立期間において、E連合会に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録及び日本年金機構H年金事務所の回答から、E連合会は、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)から、申立人が、E連合会において被保険者となった記録は見当たらない上、申立人が名前を挙げた複数の役員についても、当該事業所で被保険者資格を取得していないことが確認できる。

さらに、E連合会は商業登記がなされていない上、申立人は、「昭和 25 年ごろ、当該事業所は解散している。」と供述していることから、当該事業所の代表者を確認することができない。

加えて、申立人が名前を挙げた二人の同僚は既に亡くなっていることから、E連合会における厚生年金保険料の控除についての証言を得ることもできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
私は、昭和 43 年 4 月に大学（夜間）に入学し、生活するため昼間はA社で働いていた。申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同時期に入社した同僚の供述から、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社において、申立期間に勤務していた複数の同僚は、入社日から3か月ないし半年遅れて厚生年金保険の資格を取得している旨の供述をしている。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の氏名は無く、整理番号は連番となっており欠番も無い。

さらに、上記の被保険者原票により、申立人と同時期に入社した同僚も申立期間の厚生年金保険の加入記録は確認できないことから、A社では、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、申立期間当時の事業主は死亡しており、A社も既に廃業しているため、当時の資料が残っておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することできない。

このほか、申立期間における雇用保険の記録は無く、厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年5月14日から27年5月31日まで

私は、昭和26年5月14日にA市B部へ臨時職員として就職し、27年5月30日まで勤務した。女性事務員に厚生年金保険被保険者証を提出するように言われたので、それまで勤務していた事業所にもらいに行き、退職した時に返還されて転職先の事業所に提出したことを覚えている。60歳の年金裁定請求の時には、裁定請求書の職歴欄にA市B部勤務についても記載したので、当然厚生年金保険に加入しているものと信じていた。申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市B部での勤務状況についての申立人の説明が具体的、かつ、詳細であることから、期間は特定できないものの、申立人が同市B部で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険事業所名簿では、A市B部及びA市役所については、申立期間当時、いずれも厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、A市役所は、「臨時職員の人事記録は無く、昭和37年*月*日にA市職員共済組合発足前は条例年金であったが、臨時職員は加入できなかった。当時、B部の臨時職員に係る厚生年金保険の適用については不明である。」と回答している。

さらに、申立人は当時の上司、同僚については姓しか覚えておらず、これらの者から申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除についての証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年8月20日から31年1月1日まで
(A社)
② 昭和32年11月2日から36年10月1日まで
(B社C工場)

A社の厚生年金保険加入期間について調べたところ、B社C工場の厚生年金保険加入期間と併せて、昭和36年12月14日に脱退手当金支給済みとの回答を受けたが、受給していないので脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、裁定庁からの照会に対して回答した記録がある上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和36年12月14日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、B社C工場において、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和36年10月1日の前後2年間に資格喪失した同僚のうち、脱退手当金の受給資格がある被保険者34名を調査したところ、このうち19名に脱退手当金の支給記録が確認できる上、全員が資格喪失日から約2か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき、事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 838 (事案 388 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 11 月 9 日から 23 年 11 月 30 日まで
平成 21 年 9 月 17 日付け、岐阜厚生年金事案 388 で非あつせんとなったが、納得できない。A社(現在は、B社)には、昭和 23 年 11 月ごろまで勤務しており、退職後すぐに自動車運転免許を取得した。新たな資料として自動車運転免許証の写しを提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、連絡がついた 27 名の同僚からは、申立人の勤務実態について証言が得られないこと、及びB社は、資料を保存しておらず、当時の事情は不明と回答していることから、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情が無いとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 9 月 17 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、A社を退職後すぐに自動車運転免許を取得したとして、昭和 24 年 5 月 24 日交付の自動車運転免許証の写しを提出したが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。